

加盟団体規程

平成10年 4月 1日 制定

(加盟団体)

第1条 石狩市スポーツ少年団本部及び石狩市におけるアマチュアスポーツを各競技別に総括する団体でこの法人の目的に賛同する団体は、理事会の承認を得て、加盟団体となることができる。

2 加盟団体は、毎事業年度、理事会の議決によって定める負担金を納めなければならない。

(事業報告等)

第2条 加盟団体は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に、その年度の事業報告並びに決算報告書を、また年度始めに事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(役員・会則等の変更)

第3条 加盟団体は、役員及び会則その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(新規加盟)

第4条 新たに加盟しようとする団体は、会長に次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 関係書類は、理事会において審査し、1年間の活動実績を勘案のうえ認定することを原則とする。また、補助金は次年度より配分する。

- (1) 加盟申請書
- (2) 会則
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度の事業概況及び収支計算書
- (5) 当該年度の事業計画及び収支予算書
- (6) 役員名簿
- (7) その他必要とする書類

第5条 加盟承認を得た団体は、直ちに第1条第2項に定められた負担金を納入し、役員の選出を行い、その氏名、生年月日、住所及び電話番号を報告しなければならない。

(脱退等)

第6条 加盟団体はその都合により脱退しようとするときは、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が第1条第1項に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるにいたったときは、理事会の承認を経て加盟を取消することができる。

3 加盟団体が脱退又は加盟を取消された場合、すでに納入された負担金は返還しない。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この施行期日は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。